

●人権に関する三法

平成 28 年に、人権に関する 3 つの法律が施行されました

障害者差別解消法

※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 28 年 4 月 1 日施行)

役所や会社やお店などが、障がいのある人に、障がいを理由に差別することを禁止しています。

また、障がいのある人から、バリア (障壁) を取り除いてほしいと伝えられたとき負担が重過ぎない範囲で対応することが求められています。

互いのその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指しましょう。



くるま ひと じりき ひこうき
車イスの人が自力で飛行機
の
に乗ったよね。
しょう しゃ ごう り てきはいりょ
障がい者への合理的配慮が
ひつよう
必要なんだよね!!

●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



ヘイトスピーチ解消法

※ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
(平成 28 年 6 月 3 日施行)

ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことで、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

ヘイトスピーチをなくし、違いを認め合い、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

とくてい くに ひと
特定の国の人たちを
はいじょ かつどう
排除するための活動
かいじょう か
に会場を貸すことは
で き
出来ないよ!



部落差別解消推進法

※ 部落差別の解消の推進に関する法律

（平成 28 年 12 月 16 日施行）

いまだに残る部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現することがこの法律の目的です。

また、インターネットの普及とともに、部落差別を助長するかなのような悪意に満ちた情報が書き込まれるなどもあり、部落差別を解消し一人ひとりが大切にされる社会の実現が望めます。

そのため国は、部落差別解消のために次の3点を取組むことを明記しています。

- ① 相談体制の充実
- ② 教育・啓発
- ③ 実態調査

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

国が「部落差別は存在する」と認め
たから法律ができたんだね !!

※は人権に関する三法の正式名称です。



桂川町部落差別の解消の推進に関する条例

れい わ がんねん がつ にち し こう
(令和元年 12 月 19 日施行)

もくてき
(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別の現状が変化していることを踏まえ、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない桂川町を実現することを目的とする。

まち せき む
(町の責務)

第2条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に必要な施策を推進するものとする。

ちょうみん せき む
(町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための町の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

そうだんたいせい じゅうじつ
(相談体制の充実)

第4条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

きょういくおよ けいはつ じゅうじつ
(教育及び啓発の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、教育及び啓発の充実に努めるものとする。

すいしんたいせい じゅうじつ
(推進体制の充実)

第6条 町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

ちょうさ じっ し
(調査の実施)

第7条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国及び県が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別の解消に関する調査を行うものとする。

い にん
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。